

京都府由良川・二級圏域 減災対策協議会

令和 2 年度の取組内容

令和 2 年 9 月 9 日

京 都 府 砂 防 課

令和2年度の取組方針

令和2年度は、市町村へのアンケート結果を基に下記内容を重点的に取り組むこととする。

1 水害・土砂災害ハザードマップの作成・周知

最新の洪水浸水想定区域図・土砂災害警戒情報に対応したハザードマップを作成（更新）し、住民へ周知

※宅地建物取引業法施行規則の一部改正

2 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援

国・府・市町村が連携して施設管理者を支援し、避難確保計画の作成を推進する。

水害・土砂災害ハザードマップの作成・周知

洪水

◇洪水浸水想定区域図の作成・公表

- ・全ての府管理河川（377河川）について洪水浸水想定区域図を作成し、公表する。
- ・現在、**233河川を公表済**（令和2年5月末時点）

土砂災害

◇土砂災害警戒区域等の指定・公表

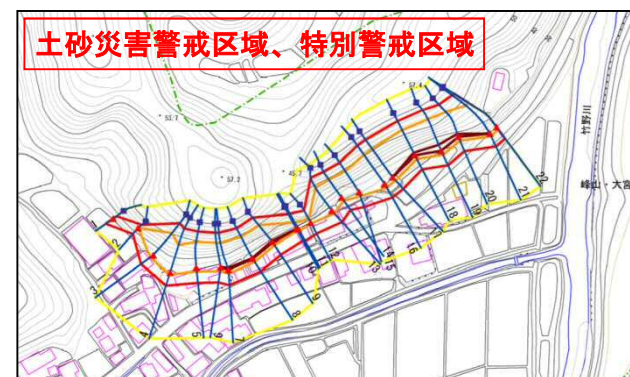
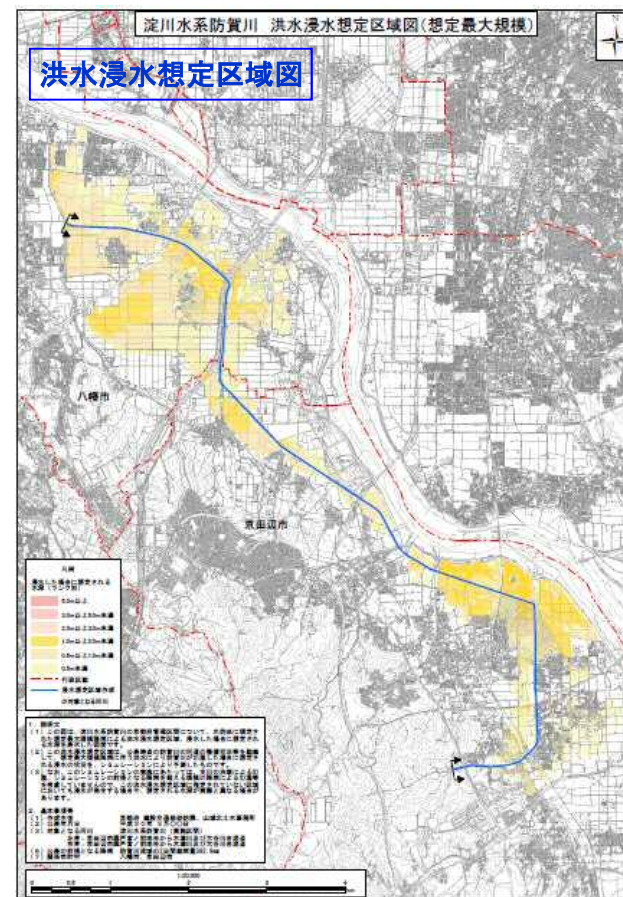
- ・土砂災害防止法に基づき**約17,000箇所**の基礎調査結果を公表し、**約16,700箇所**で指定済

京都府マルチハザード情報提供システムへ反映

市町村のハザードマップへ反映し、住民へ周知
(水防法第15条第3項)

市域全体のハザードマップ作成後は、地域住民が主体となって取組む施策へ展開

避難に資するマップ等の整備・拡充
(マイ防災マップ・マイタイムライン)



要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援

◇要配慮者利用施設の「避難確保計画の作成」及び「訓練」が義務化

水防法及び土砂災害防止法の改正（H29.6）により、洪水による浸水が想定される区域や土砂災害(特別)警戒区域内の要配慮者利用施設について、**避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務化**

◇国・府・市町村が連携した施設管理者への支援を実施

大規模減災対策協議会の枠組みを活用し、国、府、市町村が連携して、施設管理者の避難確保計画作成を支援し、全対象施設の作成完了を目指す

<要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況(水防法)>

令和2年1月1日時点

市町村	対象施設数	避難確保計画作成済	市町村	対象施設数	避難確保計画作成済	市町村	対象施設数	避難確保計画作成済
京都市	1,500	914	井手町	4	0	京丹波町	8	0
向日市	23	23	宇治田原町	1	0	舞鶴市	128	52
長岡京市	40	40	木津川市	18	16	綾部市	31	15
大山崎町	10	1	笠置町	0	0	福知山市	86	16
宇治市	220	68	和束町	1	0	宮津市	11	0
城陽市	79	0	精華町	9	6	京丹後市	31	0
八幡市	36	34	南山城村	0	0	与謝野町	6	1
京田辺市	14	9	亀岡市	30	11	伊根町	2	0
久御山町	21	1	南丹市	11	0	合計	2,320	1,207